

第13回入善町農業委員会議事録

平成24年8月9日午後1時30分から第13回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 14名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	4番 長田昭	5番 小澤吉孝
6番 福澤満夫	8番 鍋嶋太郎	9番 眞岩確成	10番 舟見友憲
11番 窪野俊和	13番 松原二美榮	14番 高見敏明	16番 米山義隆
17番 福島信子	18番 若島せつ子		

欠席委員 4名

3番 泉征幸	7番 寺崎敏明	12番 酒井良博	15番 佐藤一仁
--------	---------	----------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	主幹	横山国昭
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	田中優子
入善町農業委員会	主事	小林和輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第41号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第4	議案第42号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さんお疲れ様です。幾分暑さもやわらいだようで、田んぼでは、ヘリコプター防除が始まっています。今年は、天候に恵まれたこともあり、豊作になりそうです。ただ、豊作になると米価は下がるかもしれないですね。

さて、昨日、入善町の姉妹都市である登米市から入善町へ農業委員さん14名が、視察研修にいらっしゃいました。登米市の農業委員数は全部で48名で、そのうち一部の部会の方で来られたようでした。

入善町農業委員会からは、酒井職務代理者と私が出席し、事務局とともに質問等に対応しました。

研修は、主に人・農地プランについてです。登米市では、人・農地プランはまだ策定されていません。策定されていない理由は、やはり、制度がはっきりしないので事業を進められないためとのことでした。恐らくどこの市町村でも同じ状況だと思います。入善町では、とりあえず農家の利益になるようにと考えて、全国に先駆けてプランを作成しました。制度が固まっていないせいで、今になっていろいろと問題も出てきてはいますが、あれこれ悩んでいたなら、入善町も、今でもまだ完成していなかっただろうと思います。6月の農業新聞で、入善町が人・農地プランを作成したことについて取り上げられたこともあり、視察研修の申し出が、実はあと2つあります。

さて、本日は、農業委員会終了後、恒例の合同農地パトロールを行います。舟見の、耕作放棄地を再生した農地を確認し、舟川ダムへ向かうコースを予定しています。

それでは、本日もよろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第13回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。9番眞岩委員と10番舟見委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第41号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第41号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町五郎八〇〇、計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は246㎡です。申請者は入善町五郎八〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は農家住宅敷地拡張です。

申請者の〇〇さんは、現在、家族全員で5台の自家用車を所有していますが、納屋には農業用機械もあり、狭いため、今回自宅敷地に隣接し、公道に面している自己所有の申請地に、自動車2台、トラクター1台を保管する車庫を建設する計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1のイの（イ）のeの（e）による、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、今回申請する車庫敷地246㎡を拡張しても、転用後の総敷地面積は999㎡で、基準面積である1,000㎡を超えていないことから、申請面積には問題がないと思われます。

申請地は、昭和50年11月25日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者の同意書、及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったために、農地転用の許可を得ないまま、既に申請地を造成し、納屋敷地として利用していたことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。
以上1件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

7月に現地を確認してきました。自動車と農業用機械あわせて3台分の車庫を建設したいということで、農家住宅敷地の拡張になりますが、事務局の説明にもありましたように、基準面積内ですので問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

始末書が添付されているということですが、車庫は既に建っているということでしょうか。

事務局

農地の約3分の1の面積に、納屋が建っています。今回、残りの3分の2の部分に、さらに車庫を建設したいという申請です。車庫を建てようと調べてみたところ、既に建っている納屋の敷地も、農地だったことが判明したので、今回全体の転用申請を行い、正式に地目を変更したいということです。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第41号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第42号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第42号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町入膳字上諏訪〇〇で計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は272㎡です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんと、〇〇さんです。転用目的は一般住宅敷地で、転用形態は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さん、〇〇さん夫婦は現在、青木地内で、夫である〇〇さんの両親と同居していますが、将来は妻の〇〇さんの両親の老後の世話をしなければならないため、妻の実家の隣接地を借り受けて、家を新築しようとする計画をたてたことから今回の申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができること、また、農地の代替性は問われないことから、農地の区分と転用目的、及び代替性については問題がないと認められます。

また、申請地は用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、車庫を増築する際、農地転用の許可を得ないまま、今回申請地の一部に車庫を建設してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。以上1件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

譲渡人の娘さんが住宅を建設するための申請です。当該農地は、水路もなく農地としての利用が困難な土地ですので、転用されても問題はないと考え、同意しました。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

福澤委員

申請地は町の中の土地ですが、田として利用されていたのでしょうか。このような住宅街にもまだ農地が残っているものなのでしょうか。

綿委員

申請地は、一部は畑として利用されていましたが、残りは、特に何も作付けされていませんでした。やはり周りが住宅なので、田としての利用は困難です。転用されても問題ないような場所でした。町の中には、農地として利用されている土地は、もうほとんどないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第42号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第43号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から

朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第43号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成24年8月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は2件の申請です。

今回はすべて新規の設定です。

申請番号1番。上野〇〇、地目は田、計1筆で合計面積285㎡、貸付人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、借受人は同じく入善町上野〇〇番地の〇〇さん、借賃は、親子間の使用貸借なので、10aあたり0円で期間は20年です。

申請番号2番。小摺戸〇〇、小摺戸〇〇、小摺戸〇〇、小摺戸〇〇、小摺戸〇〇、小摺戸〇〇、小摺戸〇〇、小摺戸〇〇、地目は小摺戸〇〇が畑、残り7筆はすべて田、計8筆で合計面積17,710.11㎡、貸付人は入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、借受人は同じく入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん、借賃は、こちらも親子間の使用貸借ですので、10aあたり0円で期間は20年です。

以上、新規2件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

米山委員

申請番号2番は、大きな担い手農家の、家族間の利用権ですよね。後継者移譲ということなのでしょうが、所有農地はこれだけなのでしょうか。

事務局

所有している農地は、他にもあります。経営移譲は既に済んでいるのですが、今回の申請は、経営を移譲した〇〇さんが、相続により農地を取得してしまったため、そのままにしておくとうと経営再開と見なされてしまうので、農業者年金受給要件の関係から、すぐに息子さんに預けたものです。

米山委員

家族間なので、農地利用集積円滑化団体に白紙委任はしないでしょうが、仮に白紙委任したとすると、このような案件も、農地集積協力金の対象になるのでしょうか。

事務局

経営を一つにしている親子は、同一経営体と見なされますので、協力金の対象にはなりません。

議長（鍋嶋 太郎）

例えば親は稲作、子は園芸作物というように部門別に経営体を分けたとすると、青年就農給付金の経営開始型としては、対象になるのではないですか。親の所有する農地を利用権等で借り受けて、子が別経営体として新規に就農する場合です。この場合だと、円滑化団体に白紙委任したとすると、農地集積協力金はどうなるのでしょうか。

事務局

青年就農給付金の場合は、経営する農地を自ら所有する、という要件がありますので、利用権設定で借り受けるのでは、要件を満たしません。また、他にもいろいろな要件があります。

農地集積協力金については、住居が同一でも、生計を別にして経営も別としていけば、親子間でも申請できるかもしれませんが、確認してみなければはっきりしたことは言えません。

福澤委員

協力金も給付金も要件が複雑ですね。

議長（鍋嶋 太郎）

給付金は、農業者の息子を対象とする要件になっていません。本当に農業を次の世代に繋いでいくなから、農家の息子にこそ援助が必要だと思います。

事務局

人・農地プランに係る事業は始まったばかりで、まだまだ制度が固まっていません。1年、2年と全

国で運用して、農業者のためになる制度になることを期待しています。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 43 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

事務局よりご案内いたします。

お手元に配布した資料のとおり、人・農地プランについての資料を作成いたしました。集落座談会等で、これから農家の皆さんにお配りしたいと思います。

ですが、ブロックローテーションの関係など、これからまだまだ改正されていくと思いますので、暫定版と考えてください。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第13回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、9月6日 木曜日、午後1時30分から行います。

事務局

皆さん、この後は農地パトロールです。正面玄関に停まっているマイクロバスにご乗車をお願いします。

（閉会 午後2時15分）